

## 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第7号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合財産規則の一部を改正する規則  
大阪市・八尾市・松原市環境施設組合財産規則（平成27年規則第70号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第1号中「大阪市、八尾市、松原市内」を「組合構成団体の区域内」に改める。

第32条第2項第1号中「大阪市、八尾市、松原市内」を「組合構成団体の区域内」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。